

令和6年（2024年）3月8日
教 育 委 員 会 資 料
教育委員会事務局子ども・教育政策課

中野区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

1 改正内容

- (1) 指導室に新たに「教職員給与担当係長」を置く。また、これに伴い分掌事務の一部を変更する。
- (2) 学務課の「教育情報システム担当係長」を廃止し、「教育情報システム係」を置く。

2 改正理由

- (1) 教職員給与に係る事務分担を明確にするため。
- (2) 教育情報システムに係る体制の充実を図るため。

3 新旧対照表

別添のとおり。

4 施行日

令和6年4月1日

中野区教育委員会事務局処務規則新旧対照表

改正案			現行		
第1条 (略) (事務局の分課等)			第1条 (略) (事務局の分課等)		
第2条 事務局の分課等は、次のとおりとする。			第2条 事務局の分課等は、次のとおりとする。		
子ども・教育政策課 (略)			子ども・教育政策課 (略)		
保育園・幼稚園課 (略)			保育園・幼稚園課 (略)		
指導室			指導室		
事務係			事務係		
教職員係			教職員係		
教職員給与担当係長					
学務課			学務課		
学校経営支援係			学校経営支援係		
教育情報システム係			教育情報システム担当係長		
学事係 (略)			学事係 (略)		
～			～		
特別支援教育係			特別支援教育係		
子ども教育施設課 (略)			子ども教育施設課 (略)		
第3条～第8条 (略)			第3条～第8条 (略)		
(担当係長及びその職責)			(担当係長及びその職責)		
第8条の2 子ども・教育政策課及び <u>指導室</u> に第2条に規定する担当係長を置く。			第8条の2 子ども・教育政策課及び <u>学務課</u> に第2条に規定する担当係長を置く。		
2 (略)			2 (略)		
第9条～第18条 (略)			第9条～第18条 (略)		
附 則 (略)			附 則 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (第8条、第8条の2、第15条関係)			別表第2 (第8条、第8条の2、第15条関係)		
課	係	分掌事務	課	係	分掌事務
子ども・教育政策課	(略)	(略)	子ども・教育政策課	(略)	(略)
保育園・幼稚園課	(略)	(略)	保育園・幼稚園課	(略)	(略)
指導室	事務係	1 室内の庶務及び経理に関すること。 2 室所管の各種事業の事務等に関すること。	指導室	事務係	1 室内の庶務及び経理に関すること。 2 室所管の各種事業の事務等に関すること。

		3 教科書事務に関する こと。
		4 区立学校及び教育セン ターに置く会計年度任用 職員の任免事務に関する こと。
		5 教育センター事務に関 すること。
		6 室内他の係に属しない こと。
	教職員係	(略)
	教職員給与 担当係長	1 区立学校職員(県費負担 教職員を除く。)の公務災 害補償に関する <u>こと。</u> 2 区立学校県費負担教職 員の給与等に関する <u>こと。</u> 3 区立幼稚園教育職員の 給与等に関する <u>こと。</u>
	指導主事	(略)
学務課	学校経営支 援係	(略)
	教育情報シ ステム係	学校ICT環境の運用支援に関 すること。
	学事係 ～ 特別支援教 育係	(略)
子ども教育 施設課	(略)	(略)

		3 教科書事務に関する こと。
		4 区立学校職員(県費負担 教職員を除く。)の公務災 害補償に関する <u>こと。</u>
		5 区立学校県費負担教職 員の給与等に関する <u>こと。</u>
		6 区立幼稚園教育職員の 給与等に関する <u>こと。</u>
		7 区立学校及び教育セン ターに置く会計年度任用 職員の任免事務に関する こと。
		8 教育センター事務に関 すること。
		9 室内他の係に属しない こと。
	教職員係	(略)
	指導主事	(略)
学務課	学校経営支 援係	(略)
	教育情報シ ステム担当 係長	学校ICT環境の運用支援に関 すること。
	学事係 ～ 特別支援教 育係	(略)
子ども教育 施設課	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。